

広島県告示第八百三十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十九条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の登録を次のとおり取り消した。

令和五年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	広島国際学院大学 工学部 生産工学科バイオ生産コース
所 在 地	広島市安芸区中野六丁目二〇番 一号
取 消 年 月 日	令和五年三月三十一日